利根町広報 ねと

（町勢）39・4.1現在
世帯数 1,732戸
人口 9,124人
（男 4,394人）
（女 4,730人）

発行所 利根町役場
編集人 企画課
電話利根 9.609番
印刷所 阪東印刷

昭和39-4-1日 （才一号）

福祉課より

福祉課、事業課にて取扱つておりました、国民年金掛金及び水道使用料金の徴収は今迄転員が各家庭に伺いして徴収いたしておつたのでありますが、こんど納税貯蓄組合に御依頼して徴収することになりますので組合長さん方にはほんとうに御手数をおかけいたしますが何分共御協力方御願い申します。

利根町議会

昭和三十九年度

一般会計、八千四百三十余万円決る。

昭和三十八年度の一般会計特別会計予算追加、昭和三十九年度の一般会計、特別会計予算及び条例改正等の十七議案を審議する、才二回臨時議会は二十七日から四日の会期でひらかれました、二十八日、二十九日の二日間の自宅審議のため休会、三十日午前十時から再会全議案可決決定しました

一、会議事件は

一、才一号議案より才三号議案は昭和三十七年度一般会計特別会計の決算認定を求むる件。

一、才四号、才五号議案は昭和三十八年度一般会計特別会計の追加更正予算の件

一、才六号より才八号議案は昭和三十九年度一般会計及び特別会計才入才出予算の件。

一、才九号議案議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例改正の件。

一、才十号議案特別転の転員で非常勤のもの〻報酬及び費用弁償に関する条例改正の件。

一、才十一号議案一時借入金について。

一、才十二号寄附金受入れについて。

一、才十三号議案監査委員条例改正の件。

一、才十四号議案町税条例改正の件。

一、才十五号議案金融機関指定するの件（常陽銀行布川支店）

一、才十六号議案有線放送町移管について。

一、才十七号議案消防団員の給与及び旅費条例改正の件。

以上十七件、議会議員と非常勤特別転の転員の報酬は四月一日から次のとおり改正になります。（）現行

議長 一二、〇〇〇円（九、〇〇〇）

副議長 一一、〇〇〇円（八、五〇〇）

議員 一〇、〇〇〇円（八、〇〇〇）

教育委員長 三、〇〇〇円（一、五〇〇）

委員 二、〇〇〇円（一、〇〇〇）

農業委員長 三、〇〇〇円（二、〇〇〇）

副委員長 二、五〇〇円（一、七〇〇）

委員 二、〇〇〇円（一、五〇〇）

有線放送も町に移管することになりました。

なを利根町の昭和三十九年度予算額は八四、三六一千円で最終の追加更正予算額と比較しますと六、五〇一千円の増となっております

出る金 入る金のうちわけ

才入 八四、三六一千円

一、町税 二四、〇四六千円

内町民税 五、〇九六千円

固定資産税 一二、六五〇〃

軽自動車税 一、三〇一〃

たばこ消費税三、九一八〃

電気ガス税 一、〇七六〃

旧法による税収入 五〃

二、地方交付税 四二、二〇〇〃

三、分担金及負担金 一、三〇〇〃

四、使用料及手数料 六二八〃

内総務手数料 二二八〃

衛生手数料 四〇〇〃

五、国庫支出金 四、六八二〃

内負担金 三、二二七〃

補助金 一、〇四三〃

委託料 四一二〃

六、県支出金一、四六七〃

内負担金 七八三〃

補助金 三七八〃

委託金 三〇六〃

七、財産収入 二一〃

八、寄附金 三八一〃

九、繰入金 二〃

一〇、繰越金二、一三四〃

一一、諸収入四、五〇〇〃

一二、町債 三、〇〇〇〃

才出 八四、三六一千円

一、議会費三、六三四千円

議員の報酬、需用費、旅費交際費などです。

二、総務費 一七、九〇八千円

転員の給料、共済費、需用費、負担金などの一般管理費九、三五五千円、文書広報費三四六千円は条例の整備費、印刷費、財政管理費会計管理費、財産管理費一九七千円、企画費一七五千円は工場誘致調査の費用、税務総務費三、五七九千円は職員の給料、共済費、旅費及び負担金などが主で賦課徴収費一、五一八千円は納税貯蓄組合補助金、報酬令書印刷費など、固定資産評価費三〇八千円は審査委員の報酬や賃金、戸籍住民登録費一、五一八千円は職員の給料、共済費、住民登録委託費及び諸証明用紙代選挙費は本年度農業委員の選挙費一二二千円と委員会費一五四千円、公明選挙推進費四四千円が主、統計調査総務費四六九千円は給料調査員の報酬その他、農林水産統計、その他の統計費二〇四千円、監査委員費一八三千円委員の報酬や旅費、図書購入費など、事務局費一、九二二〇千円は報酬事務局職員の経費である。

三、民生費 一四、九五五千円。

社会福祉総務費五、五四三千円職員の給料、共済費、民生委員協議会の委託金二一〇千円、社会福祉協議会七三〇千円外、国民年金費三、十八四千円年金の印紙代、特別会計国民健康保険繰出金二、〇〇〇千円、老人福祉費九九九千円は本町には老人クラブが結成されているのでその補助金、児童福祉費一三八千円は需用費が主、児童措置費四、一九一千円布川、文間保育所の委託料、その他、児童遊園地設置三ヶ所分一〇〇千円など。

四、衛生費五、七〇四千円保健衛生総務費一、二六二千円は、職員の給料、優良乳幼児表彰費、食生活改善費の器具購入代外、予防費一、一三八千円各種予防接種薬品代が主なるものである、し尿処理費負担金四〇〇千円、上水道施設費二、七〇〇千円は簡易水道特別会計いの繰出金等である。

五、農林水産業費 七、一六二千円

農業委員会費九九三千円委員の報酬、旅費、需用費及び委員研修費、各種負担金が主で、農業総務費三、〇八四千円は職員の給料、手当、共済費、旅費、県南農地集団化推進協議会の負担金が主である。

農業振興費二、六五七千円は農業構造改善準備委員の報酬と需用費の七七三千円防除器具代一五〇千円郡関係団体の負担金、利根町共済組合補助金二〇〇千円、全協同組合の補助四〇〇〇千円県農業信用基金出資金八〇千円と近代化資金借入による利子補給費四〇〇千円、園芸振興費二〇一千円は果樹の新植助成費、野菜果樹の品種導入費、出荷組合の助成金など、畜産業費の一七四千円予防注射薬品代、畜産組合助成費一〇〇千円、農地費五三千円干害対策費。

六、商工費 三五〇千円

商工会の補助金。

七、土木費五、八六三千円道路橋梁費二、七八九千円は職員の給料、手当、共済費九四六千円と一、五〇〇千円クレザー購入費、布川台地の道路敷地代三〇〇千円が主道路推持費一、七四九千円賃金、需用費二九六千円、砂利購入代一、〇〇〇千円、布川地内の側溝代三〇〇千円、災害復旧材料代一〇〇千円である。

橋梁推持費一、一五千円は町内の木橋を永久橋にかけ替えるための経費、用排水路費二〇〇千円は用排水しん渫費。

八、消防費五、六二三千円非常備消防費三、一三二千円は正副団長、分団長、団員の報酬が八二八千円、給料二八九千円、諸手当、訓練手当、機械訓練手当、被服費等五一九千円、旅費として四四四千円火災時出場者費用、消防学校派遣費が主公務災害補償組合、郡消防協会、災害補償責任共済基金掛金等六六三千円その他、消防施設費二、〇七四千円は機械器具、火の見の修理費一一〇千円、貯水槽新設八ヶ所八〇〇千円、給水施設費五〇千円、火の見新設八〇千円、ホース代二〇〇千円その他材料四〇千円、小型動力ポンプ二台購入費として七三〇千円と水防は費三三七千円、災害対策費八〇千円が主です。

九、教育費二一、〇五二千円。委員会費一八三千円委員の報酬や旅費、図書購入費など、事務局費一、九二三千円給料、需用費、負担金など、小学校管理費五、三六二千円校医の報酬職員の給料、手当、共済費一、三七三千円、報償費一二〇千円は卒業式、運動会等の費用需用費の一、五〇一千円は消耗品、燃料食糧費、校舎修繕料です、役務費二四四千円通信費、財産購入費の八〇二千円主は文小の垣根サイレンの設備費、布川小の教室照明手洗設備費給食室費冷蔵庫、洗タク機の購入音楽室の施設費、文間小の校庭土盛排水施設費保健室設備費、東文間小の校庭整備校内放送機施設などである、備品費として図書購入外負担金六七二千円、教育振興費一、五七八千円教具教材図書費、購入費理化教育設備費、扶助費などである。

中学校管理費四、八四五千円学校の報酬、職員の給料〇当、共済費の五三七千円報償費七〇千円、需用費九〇五千円消耗燃料光熱修繕料役務費一三一千円通信運搬費、公有財産購入費二六〇〇千円布川中の家庭科実習室、理科準備室、技術家庭教材費、学級増による経費、便所新築費など、文間中技術家庭科教材費、校庭整地費、風呂場、テニスコート、更衣室、垣根、特別教室内設備費、バツクネット施設、校庭土地購入費など、備品購入費三七八千円図書購入各種負担金、負担金二二四千円、教育振興費とし、八一一千円教科別文具教材費購入扶助費二〇八千円、

学校建設費五、三〇四千円は文間中学校特別教室を建

（以下二面へ続く）

（一面より続き）

築することになりその経費会教育総務費二三〇千円は社会教育委員、公民館運営審議委員の報酬及び旅費、需用費、公民館費四〇〇千円は報酬、青年団研修講習会旅費、婦人団体、婦人学級、生活改善費、社会学級費など。

特別会計

（国保事業勘定）

才入　一七、八七七円
国民健康保険税　八、四九九円
使用料及手数　一〇円
国庫支出金　八、一五五円
繰入金　一、二〇〇円
繰越金　一円
諸収入　一二円
才出　一七、八七七円
総務費　二、〇四六円
保健給付費　一五、一四七円
保健施設費　四九一円
公債費　一円
諸支出金　五円
予備費　一八七

（国保施設勘定）

才出　六、一五五円
診療収入　五、二〇〇円
使用料及手数料　二、八五九円
財産収入　三〇円
繰入金　八〇〇円
諸収入　六円
才出　六、一五五円
総務費　四、七六九円
医業費　一、〇六一円
施設整備費　一〇金円
公債費　一五〇円
予備費　七五円

（簡易水道）

才入　八、四八円
分担金及負担金　二、六七六円
使用料及手数料　二、八五四円
繰入金　二、七〇〇円
諸収入　二五〇円
才出　八、四八〇円
簡易水道費　五、六二一円
公債費　二、八五九円

保健体育総務費四一六千円
県体育祭、柔剣道奨励、聖火リレー派遣費、運動場器具設備費その他、一〇、公債費一、八〇八千円。学校役場庁舎、公会堂などの新築、増築などの償還金や利子です。
十一、予備費　三〇〇千円

〃農繁期のこころえ〃

三月は風、四月の雨、そして五月の花、五月は花ばかりでなく、新鮮な野菜、くだ物、魚と豊富に出回る月です、それになんといつても日本人なら新茶の一服という月でしょう。
五月晴れのきれいに晴れあがつた空に、コイのぼりが風をはらんでおよぐのは、まことにすがすがしいものです。このあお空のもと、行楽のシーズンを迎えるのもこのごろです。
農家にはいよいよ農繁期がやつてきます。重労働に耐えるには充分の栄養と充分なすい眠がぜひ必要です。
下旬から、そろそろつゆの気配で雨が多くなります湿度が多くなると、わたくしたちの生活にいろいろ支障のあるものです。またこの月は今日ときのうの気温が十度も違うことがあります。これらのことも充分考えておきましよう。

消防団だより

利根町消防団発足以来満十年の歳月を経てきましたこの間町内の消防施設の整備も着々と進められて各分団とも機械化になつて来ましたことは喜しい限りであります。
志気旺盛なる消防団員と整備された機械化が万全の態勢にあることは、町民の皆様の御理解ある絶大な御協力のたまもので誠に感謝にたえない所であります。
消防施設の充実と町民各位の防火思想の普及向上は車の両輪のごとく、火災防止に欠くことのできない事であります。
町の火災はこれらの施設の充実と防火思想の向上によつて遂次減少の一途をたどりつゝあります。
幸いに本町は火災のない事は誠に嬉しいかぎりであります。
本年度は消防団組織の改編も決り少数精鋭主義で防止にあたることになりました。
次に消防記念日と火災の予防について御知らせいたします。

⊙消防記念日と火災予防

春の全国火災予防運動が二月二十八日から三月十三日まで二週間にわたつて行なわれた、毎年火災については人命、建築物、財産、山林等の被害は莫大なものであります、火災の原因は色々ありますが御互に火についてもつと大事に取扱い不注意の結果大事にならないよう気をつけた上にも気をつけましよう。
又この月から春先にかけては火災警報が多く発令されますが警報の発令されるのは次の条件のときであります。
1　実効湿度が六〇％以下であつて、最低湿度が四〇％以下に下り、最大風速七米をこえる見込のとき。
2　平均風速一〇米以上の風が一時間以上連続して吹く見込のとき（たゞし降雨、降雪中は発令しないことがある）
火災警報発令されたときはつぎのように火気の使用についてお互に注意いたしましよう。
1　屋外でたき火をしないこと、炊事の火、作業の火などやむを得ない場合は責任ある監視人をつけること
2　屋外で火入をしないこと。
3　屋外で火遊びをしないこと。
4　屋外において、引火性可燃性物品の附近で煙草をすわないこと。
5　残火、取灰は完全に消すこと。
6　みだりに屋内の出入口を開放したまゝ、裸火を使わないこと。
7　いちぢるしく火の粉をとばさないこと。
8　屋外で火の使用は、やむを得ない場合にとゞめること。
以上注意したいものですまた消防記念日とは昭和二十三年三月七日消防組織法が、施行されて、従来警察の中にあつた消防が自治体消防として独立した日、この日はちようど火災予防運動中であるので、これと結びつけて火災予防思想の普及をはかることになつております。

桜のつぼみふくよかな、

去る四月一日午前十時三十分より、町主催による利根町戦没者の慰霊碑の除幕式並びに仏式による法要は慰霊碑建立の地、公会堂庭前に多数遺族の方々と岩上茨城県知事（代理）、中山衆議院議員、遠山県遺族会長（代理）、遠井郡遺族会長並びに町内多数有志の参列のもとに盛大に挙行された
式は順序により黙とう後除幕され町長の追悼の辞
（鈴木助役代理）
につゞいて法要に入り、来賓の追悼のことばがあり参列者一同の焼香があつて式が閉じられた
当町の英霊は、日清、日露の戦役より今時太平洋戦争に至るまでの殉国者、実に二百八十余柱であります
当日は参列者一同思いを新らたにし英霊の御冥福を御祈りするとともに、利根町の繁栄と隆盛を確く誓つたのであります。
今回の慰霊碑建立の工費は七十有余万円、この建設にあたつては、遺族の方々の御苦労と、町民挙げての絶大なる協力のもとに竣工したものであります。
なを碑の題字は書道家秋山海堂先生の揮毫によるものであり、建設にあたつては雑賀石材店と石津建材店主の並々ならぬ御盡力によつて出来上つたものであります。

戦没者の慰霊碑除幕式盛大に挙行

農家になぜお嫁さんが来ないか？

農家の支柱たる後継者にお嫁のきてがないという、農村の重大な社会問題であります。
これについて県の秘書公聴課で調査したことを御知らせいたします。
調査対象が県内で八ケ市町村一四二人と云う限ぎられた範囲であります、県内六二人の農家の娘さんと、非農家の娘さん九人合計七一人から県の職員が直接その家庭を訪問して娘さんと両親に合い聴いた結果です
①　都会が好きか、農村が好きか尋ねたところ四七％四六人が都会が好き、農村が好きは三〇、九％であつた。
都会を好む理由は、日常生活、その他すべて便利である、古い因習やわづらわしさがない、適当な娯楽がある、農村の生活は味気がない。働くばかりでその割に報いがないこの点都会の方がすつきりしているということ。
農村が好きの理由は、農村は静かであり都会のようにごみ〳〵していない生活に安定性があるからということ。
②　結婚してから農業をやる気持があるかどうかを確めるために、農家へ嫁ぐか、嫁ぎたくないか、もし農家に嫁ぎたくないとしたらどんなところを希望するか——を聞いてみると、どちらともいゝないが二人、農家へ行きたいという者が二〇人（二八、一％）農家へ行きたくないというものが四八人（六七、六％）しかし四八人の娘の親の中には、農家へ行かせたいという人が一五人ある。
又農村は好きだが農家の嫁になるのは嫌だというものが四八人中七人であつた。農家の嫁になりたい、と答えた者は、ほとんどが農家の嫁で「農家の生活が安定しているから」（十八件）
「せゝこましくないから」（三件）「生産のよろこびが味わいるから」（二件）となつており、これらの家庭は家族構成平均六人、耕地平均一町六反有し、また就農者が三人という比較的経済、労力に余裕がみられる家庭である。
一方「農家に行きたくない」人の主な理由は、農家の主婦労働の過重であることや、封建性を指摘し、時代に照らして農家には魅力がないということが才一で四八人中三九人がそれを挙げいる、その他健康に自信がない、収入が少ない、などとなつている、これらの家庭は耕作平均一町二反五畝と前者と比較して少なく又構成人員は平均七人と逆に多い、しかも就農者は平均二人となつている農家に行きたくないと答えた者四八人の希望は、サラリーマンへ三一人（六四、五％）農業以外の自営業一二人（二五％どこでもよい五人（一〇五％）サラリーマンと答えた者は、どの程度の収入を望んでいるか、月収二万円以上三〇未満、三万円～四万円二一人（六七、七％）四万円五万円一人、普通生活のできる程度五人。
また（農業以外自営業）（どこでもよい）という者は、月収五万円以上六人、並通生活程度収入五人、わからない六人となつている。
茨城県秘書公聴課
現地公聴記録による

自動車事故の防止

自動車の事故は毎日の新聞紙上を見ましても数多い事です。事故を防止するには運転者は次のような点に注意いたしましよう、
(1)　安全速度を守ること。
自動車事故の大半は、速度の出しすぎが、直接、間接の原因になつています。
昨年十二月十三日の午后八時から十二時までの間全国の主要国道を中心に行なわれた、いつせい取締の結果、検挙総件数は実に四万四千八百五十八件、そのうちの約三分の一にあたる一万四千三百七件が最高速度違反であり、第二位の無免許運転の四千七百五件を大きく上廻つています。
速度違反は無免許運転とともに、もつとも危険な行為であり、大事故につながるものだけに、厳に制限速度を守る必要があります。車を運転する際は、道路や積荷の状態、交通量などを常に頭において、これに適した速度を守りましよう。
(2)　適当な車間距離を確保すること。
普通毎時三二キロのときは、車体の長さの二台分毎時四八キロのときは三台分が車間距離の最小限度であるとされています
しかし、すべりやすい道路上では、追突事故をまぬかれるため、これ以上の距離を保つ心がけが大切です。
③　車の点検を忘れずに行なうこと。
車の点検は十分にすることは禁物です。ブレーキをはじめ、タイヤ、ハンドル、ワイパーなどの状態について点検は毎日行なう必要があります。横
(4)　断歩道で歩行者保護。
昨年行なわれた道路交通法の一部改正では、車は横断歩道で必ず一時停車し、歩行者の通行を保護しなければならなくなりました。歩行者も早く道を渡切ろうとして、いきなり車道にとび出す傾向が強くなります。いつでも停車できるよう心構えて運転しなければなりません。
(5)　除行すべきところは必ず除行。
自動車にしても、原動機付自転車にしても、交通事故原因中に占める除行違反の比率は、それぞれ一五％一七％（三八年一月……九月）とかなり高くなつています。
特に歩行者が厚着をしてると、身のこなしができ難いので、それだけ事故が起こりがちです。
交通整理の行なわれていない交差点、道路のまがり角附近、こう配の急な坂道など、当然除行を必要とする場所では、必ず速度を落して、事故の起こらないようにつとめましよう。

町民の「声」募集

広報は、町民の世論と民意の反映の場でもあります。広く町民のみなさんの町政に対するご希望、ご意見、ご質問など又町民のみなさんに御知らせしたい、うれしいこと、めづらしいことなどを募り掲載いたし、あかるい町を築くため、多数応募くださることを御願いします。